

簡易内管施工登録店制度について

平成27年11月18日

一般社団法人 日本ガス協会

0. 第2回保安対策WG

(金子専門委員 一般社団法人日本ガス協会 技術部長)

- ご指摘頂いた現状の内管工事制度であるが、ガス工作物の技術基準適合維持義務を負っているガス事業者がその責任を果たすために、施工会社に対して必要な管理を行なっているという体制である。
- その中で、一定の範囲の工事については、お客さまが施工会社を選ぶことができる簡易内管施工登録店制度が運用されており、容易に参入可能な制度として、LP会社系の器具販売店等も多数登録されている。
- これらのことから、すでに内管工事に関しては、一定程度柔軟な制度になっていると考えている。

(大本ガス安全室長)

- 差し支えなければ、次回、簡易内管施工登録店制度の概要について、口頭で説明した内容で資料があれば用意頂き、参考までに簡単に説明頂ければと思う。

1. 簡易内管施工登録店制度とは

<簡易内管施工登録店制度の概要>

- 都市ガス業界は、マイコンメーターの普及、フレキ管工法の導入により、内管の保安レベルが一層向上したことを踏まえ、ガス機器の取替えに伴うような簡易な内管工事における**お客さまの選択機会の拡大**を目的に、平成11年4月「簡易内管施工登録店制度」を創設。
- 「簡易内管施工登録店」となるためには、日本ガス協会が創設した「**簡易内管施工士資格**」を取得し、**施工を希望する地域のガス事業者と契約（登録）**することが必要。
- 「簡易内管施工士資格」の保有者を常用する**工事店（個人・法人）がガス事業者と契約（登録）**することにより、そのガス事業者から既に都市ガスの供給を受けている**お客さまから簡易なガス内管工事について直接申し込みを受け施工できる制度**。

2. 簡易内管施工登録店の登録実績

＜大手4ガス事業者における登録実績＞

- ・ 簡易内管施工登録店数 約1800社

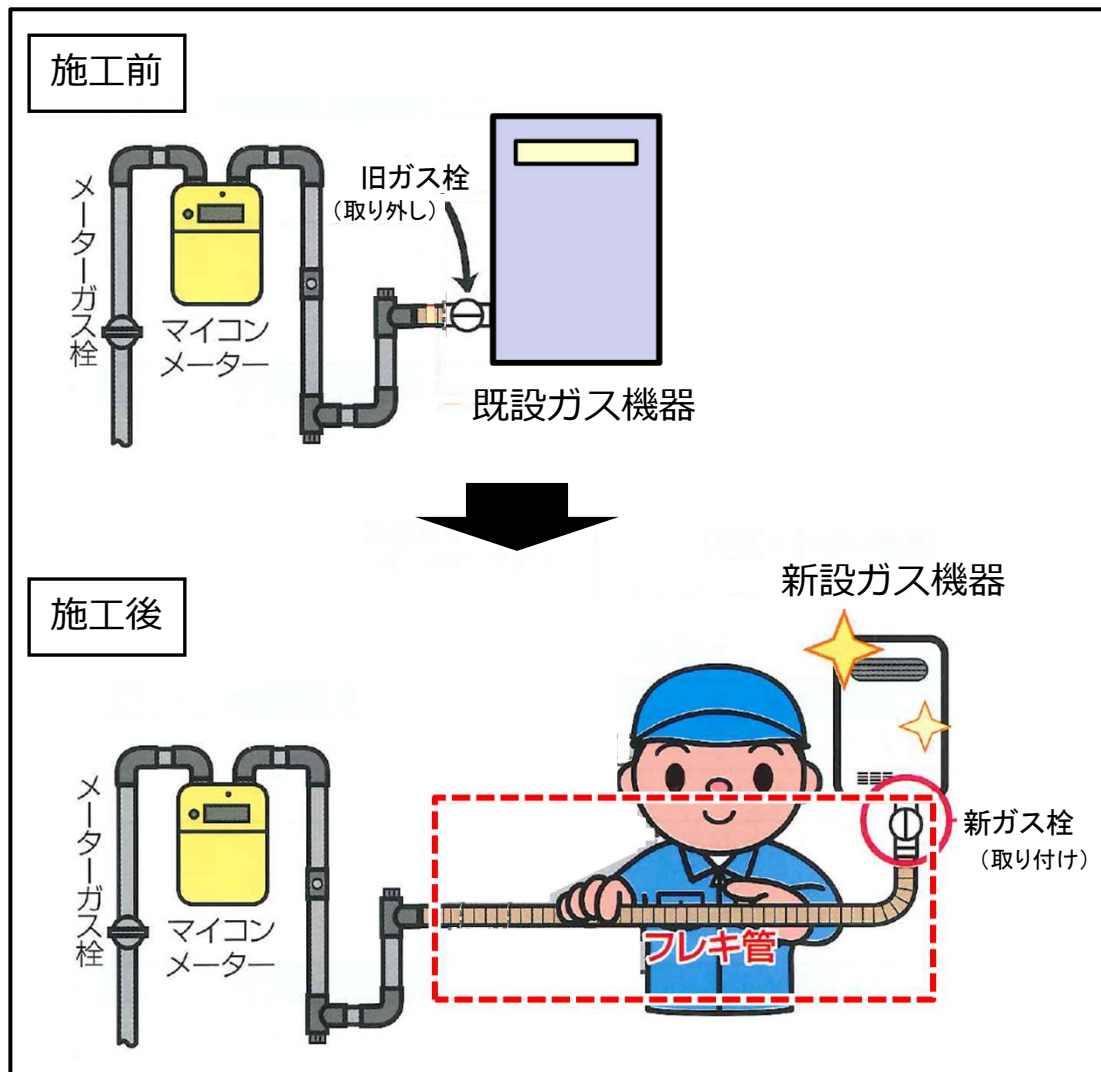
- 簡易内管施工登録店としては、主にガス機器販売店、リフォーム業者等の住設店、水道工事店等の設備店、およびLPガス販売店が登録されている。
- なお、自社ホームページ等でガス事業者の簡易内管施工登録店であることをお客さまへ周知されている簡易内管施工登録店も存在する。

3. 簡易内管施工登録店で施工可能な範囲

目的	内容
圧力	ガス事業法で定められた 低圧
対象となる建物	既築需要家 の一般業務用建物、一般集合住宅、一般(戸建)住宅（地下街、超高層、高層建物等は除く）
工事範囲	<p>ガスメーターの能力が16m³/h以下の既に設置されているマイコンメーターの下流側からガス栓までの露出部分（注）、及びガス栓からガス機器への接続工事です。例えば、給湯器等のガス機器の取替に伴うフレキ管を使用したガス栓の移設等の工事が該当します。</p> <p>（注）露出部分とは、配管・接合部分の状況が、そのままの状態ですぐ確認できる部分をいう。</p>
工事種別	<p>①フレキ管による「ガス栓増設」及び「ガス栓・配管の位置替」の工事※ 1 ②継手のみ使用したガス栓の増設・位置替工事※ 1 ③ガス栓取替工事※ 1 ④ガス可とう管によるガス栓とガス機器の接続工事 および①②③の工事に伴う露出配管の撤去工事</p> <p>※ 1 ネジ切り配管工事、隠蔽部分の工事は除く。</p>

4. 簡易内管施工登録店で施工可能な範囲（例）

例1) フレキ管による配管およびガス栓の位置替え+機器接続工事



例2) ガス栓の取替え工事

